

「「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正案」、
「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林
水産大臣が指定する抗菌性物質製剤の全部改正案」、「飼料の安全性の確保及び
品質の改善に関する法律施行令第五条第二号の農林水産大臣が指定する飼料添
加物を定める件」及び「農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を定める件を廃
止する件」についての意見・情報の募集」の結果について

令和 8 年 8 月 3 日
農林水産省消費・安全局

農林水産省では、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則の一部改正案」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の規定に基づき農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤の全部改正案」、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令第五条第二号の農林水産大臣が指定する飼料添加物を定める件」及び「農林水産大臣が指定する抗菌性物質製剤を定める件を廃止する件」について、令和 8 年 4 月 6 日から令和 8 年 5 月 5 日までの期間、e-Gov に掲載すること等を通じて広く国民の皆様から意見・情報を募集するパブリックコメント手続を実施しました。

その結果、本件に関して 2 名の方から 2 件の御意見が寄せられました。お寄せいただいた御意見に対する考え方を別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては、公表した案のとおり改正することといたしましたのでお知らせいたします。